

( 公 印 省 略 )

建 住 第 883 号

平成30年 8月21日

大分県建築物総合防災推進協議会会員 各位

大分県土木建築部建築住宅課長

建築物防災週間（平成30年度上期）における防災対策の推進について（依頼）

貴会におかれましては平素より建築物の防災対策の推進についてご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり国土交通省住宅局長より通知があり、平成30年度上期の建築物防災週間が平成30年8月30日（木）から9月5日（水）までの間実施されます。

本週間は、毎年地震、火災、がけ崩れ等の災害により建築物の被害はもとより、多くの人命が失われている実状を考慮し、特殊建築物の所有者はもとより広く一般の県民を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として行われています。

つきましては、本週間の防災査察の実施にあたりご協力をお願いするとともに、本週間の広報用ポスターを送付しますので掲示方よろしく申し上げます。

問い合わせ先

大分県土木建築部建築住宅課 指導審査班 板井

TEL：097-506-4679（直通）

FAX：097-506-1779

E-mail：itai-masashi@pref.oita.lg.jp

国住指第 1631 号  
平成 30 年 8 月 10 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長  
(公印省略)

## 建築物防災週間における防災対策の推進について (平成 30 年度秋季)

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、平成 30 年度秋季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 実施期間

平成 30 年 8 月 30 日 (木) から 9 月 5 日 (水) まで

#### 2. 建築物防災週間での取組み

##### (1) 建築物に附属する塀 (ブロック塀や組積造の塀) の安全対策の推進

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じるおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要です。大阪府北部を震源とする地震においては、大阪府内でブロック塀や組積造の塀 (以下「ブロック塀等」という。) が倒壊し、2 名の犠牲者が発生しました。建築基準法令では、建築物に附属する塀について、構造安全性等の観点から基準を定めておりますが、基準に適合しないブロック塀等が、地震時に倒壊して大きな被害が発生することを防ぐため、以下を参考に、所有者等への啓発、防災査察などブロック塀等の対策の推進を重点的に行ってください。

##### <取組み例>

##### ① 所有者等に対する啓発活動

安全点検のチェックポイントの周知を進めるとともに、ブロック塀等を新設する場合の適切な施工のあり方、既存のブロック塀等の点検や撤去・補強等の必要性について、所有者等の理解を深めるため、チラシ、パンフレットや、地方公共団体の広報誌、新聞、テレビ、ラジオ、メール、ホームページ等を利用

して啓発活動を積極的に展開する。

また、所有者等からの問い合わせに応じられるように相談窓口を開設する。

## ② 建築士関係団体等との連携

点検や応急的な補強方法、適切な施工技術等の普及徹底を図るため、設計・施工関係者に対する情報共有を行い、所有者等からの依頼に対し、具体の相談に対応できる体制を整える。（国土交通省においても、建築三会（（公社）日本建築士連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築家協会）、（一社）住宅生産団体連合会、（一社）全国建築コンクリートブロック工業会、（公社）日本エクステリア建設業協会に対し、協力を要請済み）

## ③ 防災査察等の実施

避難路等、地震時の安全確保が特に必要な道路沿いにおいて、防災査察や違反建築物パトロールを重点的に行うなど、必要な是正指導を実施する。

※参考 社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会（第26回） 配布資料

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house05\\_sg\\_000228.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house05_sg_000228.html)

## （2）住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

住宅・建築物の耐震化促進は喫緊の課題です。本年も6月18日に大阪府北部を震源とする地震で多数の建築物に一部破損等を中心とした被害が発生しました。また、南海トラフ巨大地震・首都直下地震の発生が指摘されています。平成28年熊本地震では、旧耐震基準の木造建築物は、新耐震基準のものと比較して顕著に高い倒壊率であり、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが大変重要です。このため、所有者等が耐震化の必要性への理解を深められるよう、パンフレットや広報誌、インターネット等を利用し、積極的な普及啓発を実施してください。

なお、耐震診断を実施した結果、倒壊の危険性が高いとされた建築物、とりわけ、未だ耐震改修の実施に至っていない耐震診断義務付け対象建築物については、個々の所有者への働きかけが重要です。こうした取組みを未実施の地方公共団体にあつては、防災週間の機会等を活用し、個々の所有者への働きかけを計画的に実施することについて検討してください。

## （3）既設エレベーターへの地震時管制運転装置の設置等の防災対策の促進

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、多数のエレベーターにおいて閉じ込めが発生しました。エレベーターの地震時管制運転装置については、平成21年9月28日よりその設置が義務付けられていますが、それ以前と同装置が未設置のエレベーターについては既存不適格となっていますので、同装置の設置促進について周知していただきますようお願いいたします。

また、既設エレベーターへの同装置の設置については、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業において支援制度が設けられていますが、民間所有者のエレベーターに対して広く同装置の設置を促進するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が不可欠です。こうした地震時対策の周知を進めるとともに、未だ補助制度を整備していない都道府県又は市区町村におかれては、速やかに制度の整備を進め、エレベーターの耐震措置や戸開走行保護装置の設置等と併せて地震時管制運転装置の設置を促進していただくようお願いいたします。

#### (4) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

#### (5) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

#### (6) 関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

#### (7) その他

##### ① 広告板の落下防止対策について

広告板の落下防止対策については、建築物防災週間の機会を捉まえて定期的に実態調査を行ってきたところですが、一定の成果が見られることから、今後は建築物防災週間における調査対象から除外することとします。ただし、報告や対策が適切に行われていない建築物については、引き続き、対策の徹底をお願いします。

##### ② その他防災・安全確保に関する取組みについて

平成30年7月豪雨による土砂災害の状況を踏まえ、土砂災害の危険性のある地域においては別添(1)を参考とし、土砂災害に対する建築物の安全性の確保に努めてください。

また、上述した取組みのほか、過去の災害等を踏まえ、建築物の防災対策に関する取組みを別添に記載していますので、必要に応じ、建築物防災週間における取組みの参考としていただけますようお願いいたします。

### 3. 建築物防災週間の実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1及び1-2を平成30年9月28日(金)までに提出頂きますようお願いいたします。作業に当たっては、別紙1-1については、特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙1-2については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。

### 4. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 唐澤  
電話 03-5253-8111 (内線 39569)

(参考) 近年の災害等を踏まえた建築物の防災対策に関する取組み

(1) 土砂災害防止対策の推進

平成 30 年 7 月豪雨では、土砂災害による多数の死者を伴う甚大な被害が発生しました。建築基準法施行令第 80 条の 3 においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に規定する土砂災害特別警戒区域において、居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分については、土砂災害により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること等が規定されています。また、平成 27 年 1 月 18 日に施行された改正土砂災害防止法に基づき定められた土砂災害防止対策基本指針では、各都道府県はおおむね 5 年程度で基礎調査を完了させることが目標とされていることから、今後、同区域におけるこれらの基準に対する既存不適格建築物の増加が見込まれます。

このため、同区域の指定により既存不適格となる建築物の建築主、所有者等に対しては、改修等の必要性に関し周知願います。国土交通省では、社会資本整備総合交付金等の住宅・建築物安全ストック形成事業において、同区域の指定により既存不適格となる建築物を改修する場合については住宅・建築物耐震改修事業のうち住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業、同区域の指定により既存不適格となる住宅について、区域外へ移転する場合はがけ地近接等危険住宅移転事業により支援措置を講じていますので、地方公共団体においては積極的な活用を検討してください。

建築物防災週間にあたっては、こうした土砂災害防止対策の推進に係る支援制度や地方公共団体による土砂災害防止対策に関する取組み等を周知することで、土砂災害に対する安全性の確保に一層努めてください。

(2) 木造の寄宿舍等を対象とした違反对策の徹底

平成 30 年 1 月に北海道札幌市の寄宿舍において発生した火災により、死者 11 人、負傷者 3 人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾です。類似の火災の発生を防止するため、「木造の寄宿舍等を対象とした違反对策の徹底について（平成 30 年 2 月 1 日付け国住指第 4030 号）」及び「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について（平成 30 年 3 月 20 日付け社援保発 0320 第 1 号、老高発 0320 第 1 号、消防予第 86 号、国住指発第 4678 号）」において通知したとおり、木造の寄宿舍等に対する違反对策等について、消防部局及び福祉部局と情報共有を図るとともに、連携して指導の徹底を図ってください。

(3) 建築物が密集する地域における防火改修・建替えの促進

平成 28 年 12 月に新潟県糸魚川市で発生した火災では、老朽木造住宅が集積

している市街地において大規模に延焼し、甚大な被害が生じました。このため、防火対策が講じられていない建築物が密集する地域においては、その実情に応じた建替えや防火改修を促進するようお願いいたします。

なお、このような防火対策を講じる場合、防災・安全交付金等によって国費を活用した補助事業を実施することもできます。また、平成 30 年度予算では、本事業に係る対象地域の拡充を行っておりますので、積極的な防火対策の推進に努めてください。

#### (4) 大規模倉庫火災を踏まえた対策

平成 29 年 2 月に埼玉県三芳町で発生した火災では、大規模な倉庫において延焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、国土交通省においては、消防庁と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行いました。同検討会においては同年 6 月 30 日に報告書を取りまとめ、大規模倉庫を対象とした、初期火災の拡大防止を図るための方策や、より効率的な消火活動を実施するための方策について提言がなされました<sup>※1</sup>。

国土交通省においては、提言を踏まえて、感知器に係る電気配線の短絡によって、多数の防火シャッターが作動しなくなる状況が発生することを防ぐための対策を講じるため、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和 48 年建設省告示第 2563 号）」の改正を行いました。

※1：詳細については、消防庁 HP をご確認ください。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h29/miyoshimachi\\_souko\\_kasai/houko/ku/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/miyoshimachi_souko_kasai/houko/ku/houkokusyo.pdf)

#### (5) 遊戯施設の安全確保の促進

近年、多様な遊戯施設が開発されている中、通常の走行時にも非常に大きな加速度が生じるものによる事故が発生している状況に鑑み、遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 247 号）を平成 30 年 4 月 1 日から施行し、身体保持装置に係る基準を改正していますので、その運用について留意していただくようお願いいたします。

また、平成 29 年 3 月、埼玉県内の観覧車においてゴンドラ内にある通気回転窓を利用客が操作中、ボルトが通路上に落下した事故が発生しています。このため、「遊戯施設における安全確保について（平成 29 年 10 月 25 日付国住昇第 28 号）」で通知したように、高所を運行する乗物で利用客による使用を想定している窓等のうち、外部に落下する可能性があるボルト、ナット、取付けピン等の部品については、定期検査において締付けが適正であること等の検査を徹底するよう遊戯施設の所有者に対して周知していただくようお願いいたします。

#### (6) 既存建築物等に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

建築物等の所有者等に対し、建築物等の適正な維持保全及び定期報告制度の重要性について広く周知するとともに、同制度の適正な運用に努めてください。

また、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないものの所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面などにより報告の督促、指導等に努めてください。特に不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

また、昇降機については、所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項等を取りまとめ、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について（平成 28 年 2 月 19 日付け国住指第 3984 号）を通知していますので、特定行政庁におかれては、これらの活用について所有者・管理者に対し積極的な活用を働きかけていただきますようお願いいたします。

#### (7) 民間建築物における吹付けアスベストの調査、除去等の推進について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を的確に把握するため、「民間建築物における今後のアスベスト対策について（平成 29 年 6 月 22 日付け国住指第 810 号）」を踏まえて、アスベスト調査台帳の整備を推進してください。台帳の整備に当たっては、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下の小規模民間建築物についても、対象となる建築物の優先順位を定めた上で、積極的に把握を進めてください。

また、吹付アスベストの除去等の対策を推進するため、民間建築物所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むようお願いいたします。特に国の社会資本整備総合交付金による住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の活用に向けて、引き続き、以下の項目に取り組んでください。

- ① 小規模建築物を含む民間建築物を対象とした補助事業として、アスベスト改修事業を整備すること。
- ② 民間建築物所有者にアスベスト改修事業を周知し、早期の対応を促すこと。

なお、アスベスト対策の必要性やアスベスト改修事業に係る周知をより積極的に進めるために、平成 30 年度予算においてアスベスト改修事業を延長しておりますので、①都道府県及び管内の市区町村のアスベスト担当者との連絡会議の開催を通じた、民間建築物所有者への重点的な周知徹底及び②アスベスト改修事業の積極的な活用についてご検討いただくようお願いいたします。

#### (8) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成 22 年 10 月 20 日付け国住指第 2669 号）」及び「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成 26 年 4 月 4 日付け国住指第 22 号）」により、周知徹底を図っているところですが、本年 1 月に那覇市の工事現場で、PC 大梁等が落下し作業員が巻き込まれる事故が発生したことに加え、5 月には東京都渋谷区の工事現場で、足場に立てかけていた配管（鋼管）が落下し、通行人に接触するという事故が発生し、それ以外にも解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第 90 条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成 15 年 7 月 3 日付け国総建第 103 号、国住防第 3 号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添参考のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成 23 年 8 月 24 日付け国住防第 4 号）」等における危害防止策等の例について工事の施工者等に広く周知する等、必要な対策を講じてください。



## 工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
  - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
  - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
  - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破砕すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずること。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。